

2 関係機関の対応

(1) 子ども虐待対応・支援 全体フローチャート ～発見から支援まで～



情報の守秘義務等について

虐待を受けている子ども等、要保護児童の適切な保護を図るためには、関係機関がその子ども等に関する情報や認識を共有し、適切な連携のもとで対応していくことが重要であることから、守秘義務に関して次のとおり定められています。

■ 守秘義務

正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密は漏らさないこと。

（児童福祉法第 25 条の 5）

■ 守秘義務違反をした場合

1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が課せられます。

（児童福祉法第 61 条の 3 等）

■ 資料・情報の提供

保護を要する子ども等に関する情報交換や支援内容に関する協議を行う必要がある場合、関係機関に対して、資料・情報の提供、意見の開陳その他必要な協力が求められます。（児童福祉法第 25 条の 3）

